

# NISAご利用のお客さまへ NISA総投資簿価残高のお知らせの開始について

お客さま各位

株式会社埼玉りそな銀行

平素は当社をご利用いただき誠にありがとうございます。

2024年以降のNISA制度において、投資家一人当たりの非課税保有限度額(1,800万円)が設けられています。非課税保有限度額は一人の投資家が金融機関に開設した全てのNISA口座における購入残高の合計(「NISA総投資簿価残高」といいます)となります。

NISA総投資簿価残高が1,800万円に達したお客さまは、2029年以降に1,800万円と前年に解約したファンドの簿価金額の差額を年間360万円の範囲で非課税枠として再利用することが可能となります。

これらにともない、2026年よりお客さまへNISA総投資簿価残高をお知らせすることとなりました。

## 【対象のお客さま】

- ・前年末時点で2024年以降にNISA口座で購入いただいた残高があり、かつ当年のNISA利用枠が当社にあるお客さま
- ※初回のお知らせは、2025年末時点で2024年以降にNISA口座で購入いただいた残高があり、かつ2026年のNISA利用枠が当社にあるお客さまが対象となります。

## 【お知らせの名称】

- ・特定累積投資勘定基準額等通知書

## 【お知らせの方法】

- ・「マイゲート」の電子交付サービスをご契約されている場合は電子交付でお知らせします。ご契約されていない場合は郵送でお知らせします。
- ※初回のお知らせは2026年2月以降の予定です。

## 【お客さまへのお願い】

- ・お届けの氏名、個人番号(マイナンバー)に変更が生じた際は、お早めにお取引店にてお手続きをお願いします。複数の金融機関にNISA残高をお持ち場合は、全ての金融機関にて変更のお手続きをお願いします。
- ・変更手続きが未了の場合は、お客さまへ正しいNISA総投資簿価残高をお知らせできませんのでご注意ください。

●NISA制度の内容はこちらをご確認ください。>>

以上